

消費税減税！インボイス廃止！立会い認めよ！裏金議員に調査せよ！

毎年、戸畠・八幡・八幡西の3民商は夏の税務調査時に八幡税務署との交渉を行い、不当事例や納税者の権利などを要請しています。今年は9月24日、戸畠・八幡・八幡西民商から11人が参加し交渉に臨みました。八幡税務署からは総務課長、係長、課長補佐の3人が対応しました。交渉を前に、3民商で集まった「収受印の継続を求める請願署名」を個人107筆、団体10筆を提出しました。

以下、民商の要請に対する回答と交渉内容を要約してお知らせします。（一部、要請と回答を省略しています）

1. 憲法を尊重し、税務運営方針を税務署員に周知徹底すること

(回答)

憲法を尊重し、法令で与えられた範囲内の権限で行っている。税務調査においては、社会通念上相当と認められる範囲内で納税者の理解を得て行っているところ。税務運営方針は研修等で広く周知している。今後とも指導してまいりたい。

(民商)

まず、文書回答を再三要請している。文書での回答ができないなら、録音を許可せよ。文書で回答することとなつていないというが、文書で回答してはならないというわけではない。それなら文書で回答を求める。

2. 自民党の裏金議員へ税務調査を行うこと

(回答)

個別具体的なことで、守秘義務の関係上お答えできない。問題がある場合は適正に処理する。

(民商)

われわれがそのようなことをすれば、調査に行くでしょ？なぜ調査に行かないのか？

(回答)

調査に行った・行っていないということも言えない。

3. 税務調査に際しては必ず事前通知を行うこと。通知は文書で行うこと。

(回答)

事前通知は文書で行うこととはなっていない。今後とも

電話により、確実に伝わるようを行う。分からなければ、何度も聞いていただいて構わない。

(民商)

電話では分からぬ。調査をお願いするのは税務署側なのに、なぜ納税者が再度電話したり、メモをしないといけないので？納税者への親切丁寧な対応になつていい。

4. 税務相談停止命令制度は申告納税制度を踏みにじるもの。国会等で確認されていることを遵守せよ。

(回答)

納税者同士で一般的な知識を学び合うことを対象とするものではない。

(民商)

民商はみんなで集まって一般的な知識を学びあい、自分の申告書は自分でやっている。民商は該当しない。

5. 税務署窓口で青色申告承認申請書を強制するのはやめること。收支内訳書・法人事業概況報告書の提出が無いことを理由に不利益な扱いはやめること。

(回答)

青色申告承認申請書を出すかどうかは納税者自身が決める上で強制ではない。窓口では説明させていただいているが、あらためて窓口対応にも伝える。收支内訳書・法人事業概況説明書は法律上の義務となっているが罰則はない。だからといって提出しなくてよいとはならない。義務であり提出を求めている。

(民商)

申告書を提出の際、收支内訳書・法人事業概況説明書の提出が無いことをもって、受け取りを拒否することは無いということですか？

(回答)

八幡署でそういったことは無いと認識している

6. 法人税・消費税の申告書の送付を取り止めているが、納税の義務を果たそうとする納税者をないがしろにする行為であり、従来の形に戻し申告書の送付を再開すること。来年1月からの収受印の押印廃止をやめ、継続すること。

(回答)

行政の効率化、コスト削減の観点からe-TAXの利用をお願いしている。収受の確認は、e-TAXによる受信通知、納税証明書、開示請求等で代替できる。また、関係行政機関へは収受印付けの申告書を求めるようお願いしているところ。

(民商)

申告書を必要と求める納税者がいた場合は送付するのか？
(回答)

八幡署ではそのように対応している。

(民商)

収受印の廃止は昨年の同交渉では知らない（決まっていない）としていたが、その後3か月足らずで廃止すると決めた。納税者への周知や理解は全くされておらず許せない。収受印が必要な納税者には押印するべきだ。

(回答)

申し訳ないが、八幡署だけ収受印を続けるわけにはいかない。上に伝える。

7. インボイス制度廃止、消費税を5%に減税すること

(回答)

税制に関することができない。上には伝える。

事務局長 清水 真



税務署交渉に臨む戸畠・八幡・八幡西民商のみなさん